



チームもったいないロゴマーク使用マニュアル Ver. 3.0

令和2年1月改訂

■基本ロゴマークデザイン

カラー基本タイプ



モノクロ基本タイプ



- 使用する際のロゴマークのサイズに制限はありませんが、小さくしすぎないようにしてください。
- ロゴマークを多色（カラー）で使用する場合は、上記の「カラー基本タイプ」を使用してください。白黒（モノクロ）で使用する場合は、上記の「モノクロ基本タイプ」を使用してください。その際、配色、グラデーション等は変更せずに、上記の図のまま使用してください。
- 「カラー基本タイプ」「モノクロ基本タイプ」でロゴマークを使用すると、ロゴマークを使用する媒体（ポスター、チラシ、ノベルティ等）のデザイン性が損なわれる場合に限って、「カラー基本タイプ」「モノクロ基本タイプ」によらず、単色での使用を例外として認めます。単色で使用する場合は、グラデーションは行わず、色が均一になるように使用してください。
- ロゴマークは「チームもったいない」の活動をPRする目的で使用してください。
使用例：ポスター、パンフレット、名刺、ノベルティ、ホームページ、広報誌など

■活動分野の表示

ロゴマークを使用する際は、ロゴマークの下に活動分野（Saving Food、Saving Materials、Saving Energy）を表示することを推奨します。

【使用例】



Saving Food



Saving Materials



Saving Food & Materials



**Saving Food
Saving Materials
Saving Energy**

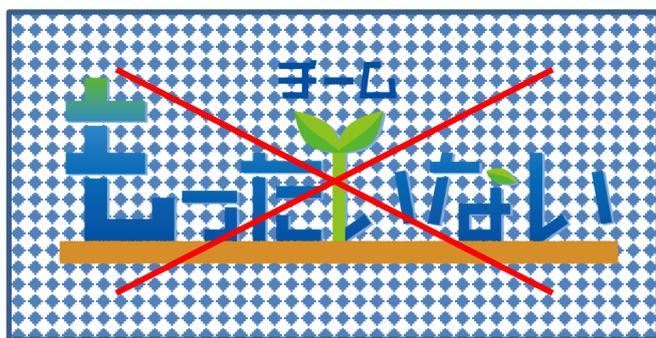
- 活動分野に係る文字については、サイズ、色、フォントに指定はありません。
- 文字はロゴマークの下に入れることとし、ロゴマークに重ならないようにしてください。
- 活動内容が複数の分野に該当する場合には、複数表示してください。

■禁止事項

複数色を使用してロゴマークの配色を変更し、又はロゴマークの縦横比を変更してロゴマークを使用することはできません。



バック地に溶け込んでしまう場合は、必ず白い枠の中に置いてください



その他、次に掲げる事項に該当する場合にはロゴマークを使用することができません。

- 法令又は公序良俗に反するような方法で使用する場合
- 都の信用を失墜し、又は品位を害するような方法で使用する場合
- 第三者の利益を害するような方法で使用する場合
- 特定の個人、団体、法人（都を除く。）若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあるような方法で使用する場合
- 特定の商品名やブランド名として使用する場合
- 参加団体等の商品及び技術等の品質を都が保証しているかのような誤解を招きやすい方法で使用する場合
- 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用となる場合
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用する場合
- ロゴマークの使用目的に鑑みて不相当であると認められる場合
- その他都が不相当であると認める場合